

平成27年度中に策定・変更（見直し作業を含む。）が予定されている計画等

計画等の名称	計画期間	区分	法律上の位置づけ				その他	備考（根拠法令、上位計画等） 策定後に議会への報告義務等がある場合は その旨明記すること	所管課名
			策定 または 変更	法定 受託	義務	努力 義務			
滋賀県地域福祉支援計画	平成28年度～ 平成32年度	策定			○		社会福祉法（第108条）	健康福祉政策課	
滋賀県保健医療計画	平成25年度～ 平成29年度	変更		○			医療法（第30条の4第1項）	健康医療課	

平成27年度中に制定・改正が予定されている条例一覧

条例名	条例の概要	提案予定 定例会議	所管局課
滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	国の省令で定められている養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に従い、県の条例により定める基準についても、一部を改正するもの	5月招集会議 (提案済・可決)	医療福祉推進課
滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	省令の一部改正により、乳児を4人以上入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、保健師または看護師に加え、准看護師を1人に限り保育士とみなすことができることとされたことに伴い、本県においても当該要件の緩和を行うこととするため、条例の一部を改正しようとするもの	5月招集会議 (提案済・可決)	子ども・青少年局
滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	府省令の一部改正により、構造改革特別区域内において、満3歳未満の園児の食事の提供について外部搬入を行うことが認められた公立の保育所が幼保連携型認定こども園に移行した場合においても、満3歳未満の園児の食事について外部搬入を認める措置を講ずることができることとされたことに伴い、本県においても当該措置を講ずることとするため、条例の一部を改正しようとするもの	5月招集会議 (提案済・可決)	子ども・青少年局
滋賀県食の安全・安心推進条例等の一部を改正する条例	食品表示法の施行に伴い、食品衛生法等で定められていた食品表示の基準が食品表示法において定めることとされたことから、必要な規定の整備を行うため、滋賀県食の安全・安心推進条例ほか2条例の一部を改正しようとするもの (改正予定条例) ・滋賀県食の安全・安心推進条例 ・滋賀県食品衛生基準条例 ・滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例	6月定例会議	生活衛生課
滋賀県遊泳用プール条例の一部を改正する条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正を受けて、認定こども園にかかる規定を設けるため、滋賀県遊泳用プール条例の一部を改正するもの	6月定例会議	生活衛生課

条例名	条例の概要	提案予定 定例会議	所管局課
滋賀県理容師法施行条例の一部を改正する条例	洗髪設備にかかる必要な規定を設けるため、滋賀県理容師法施行条例の一部を改正するもの	11月定例会議	生活衛生課
滋賀県美容師法施行条例の一部を改正する条例	洗髪設備にかかる必要な規定を設けるため、滋賀県美容師法施行条例の一部を改正するもの	11月定例会議	生活衛生課
滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	医療介護総合確保推進法による介護保険法の改正により、小規模な通所介護を地域密着型サービスに位置付けるよう条例を改正するもの	2月定例会議 (国の省令改正時期に応じて変更)	医療福祉推進課
後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	2年度ごとに厚生労働大臣が定める財政安定化基金拠出率を標準として、滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金にかかる拠出率を変更するため、一部改正するもの	2月定例会議	医療保険課
(仮称) 国民健康保険財政安定化基金条例	国民健康保険法の改正により都道府県に財政安定化基金を設置することとされたため、新たに基金設置条例を制定するもの	未定	医療保険課

平成27年度中に指定管理者の選定を行う必要がある施設一覧

指定管理者の選定を行う必要がある施設名	予定している指定管理期間	現行指定管理者	所管局課
滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務を除く。）	平成28年度から平成32年度 （5年間）	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	医療福祉推進課
滋賀県立信楽学園	平成28年度から平成32年度 （5年間）	社会福祉法人 グロー	障害福祉課
滋賀県立障害者福祉センター	平成28年度から平成32年度 （5年間）	公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会	障害福祉課
滋賀県立むれやま荘	平成28年度から5年以内	社会福祉法人 グロー	障害福祉課
滋賀県立視覚障害者センター	平成28年度から平成32年度 （5年間）	社会福祉法人 滋賀県視覚障害者福祉協会	障害福祉課
滋賀県立聴覚障害者センター	平成28年度から平成32年度 （5年間）	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会	障害福祉課
滋賀県立びわ湖こどもの国	平成28年度から平成32年度 （5年間）	社会福祉法人 友愛	子ども・青少年局

滋賀県保健医療計画一部改定（地域医療構想策定）について

1. 概要

- ・地域の医療需要（患者数）の将来推計等を明らかにしたうえで、構想区域（二次医療圏が基本）ごとの各医療機能がどれだけ必要であるかについて検討し、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を推進するため、医療法に基づき「滋賀県保健医療計画」の一部として策定する。

《構想の内容》

(1) 2025年の医療需要と病床の必要量

- ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに推計
- ・都道府県内の構想区域（二次医療圏）単位で推計

(2) 目指すべき医療提供体制を実現するための施策 など

例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、医療従事者の確保・養成等

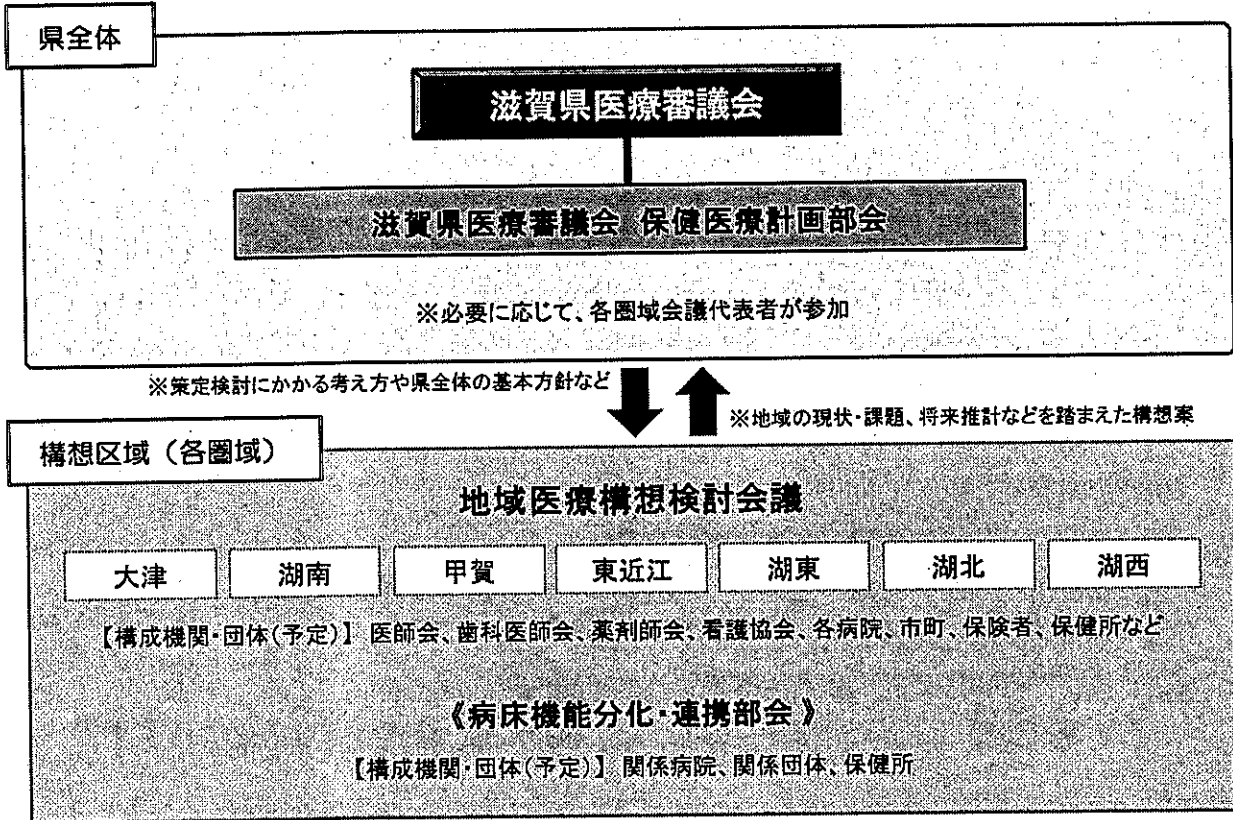
[参考] 4つの医療機能

医療機能	医療機能の内容
高度急性期	○急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期	○急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて医療を提供する機能
回復期	○急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能 ○特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)
慢性期	○長期にわたり療養が必要な患者への入院に対応する機能 ○長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者または難病患者等への入院に対応する機能

2. 検討体制について

- ・本県の地域医療構想の策定方針や、県全体の医療提供体制等のあり方については、滋賀県医療審議会の意見を踏まえ検討していく。
- ・あわせて、各構想区域（二次医療圏域）において、関係者による「地域医療構想検討会議」を設置し、地域の特性に応じた検討を進める。

滋賀県地域医療構想(ビジョン)検討体制



3. 検討スケジュールについて

- ・国は、平成28年半ば頃までの策定が望ましいとしている。
- ・以下は、平成27年度中の策定を想定したスケジュール案。
- ・検討の進捗状況は、随時、常任委員会へ報告。

3月末	地域医療構想策定ガイドラインとりまとめ（国）
6月頃	基礎データ配付（国→県）
6月 ～1月頃	地域医療構想の検討 ※滋賀県医療審議会および構想区域ごとの検討会議において 意見聴取しながら検討
2月 ～3月頃	滋賀県地域医療構想案とりまとめ ↓ 県民政策コメントの実施 ↓ 滋賀県保健医療計画一部改定（滋賀県地域医療構想策定）